

# 西予市産農林水産物加工品開発事業費補助金交付要綱

平成19年3月12日  
告示第30号

## (事業の目的)

第1条 この告示は、地域農林水産業に係わる加工業の振興を図るため、西予市産の農林水産物を原材料とした加工品(以下、単に「加工品」という。)の開発を行おうとする者に対して、その研究開発費の一部を補助することにより特産品加工の取組みを支援し、地域に根ざした産業の活性化を促進することを目的とする。

## (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 法人 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条で規定する中小企業者、農地法(昭和27年法律第229号)第2条第7項で規定する農業生産法人、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営活動法人をいう。
- (2) グループ 地域の活性化を目的として組織された任意団体で、構成員の資格、加入、脱退に関する規定及び会計規則等を有するものをいう。

## (対象事業者)

第3条 この事業の対象者は、西予市内に住所又は活動の拠点を有する個人・グループ及び法人で、市税の滞納がない者(グループの場合はその構成員を含む。)とする。ただし、既にこの補助金を受けたことのある者は対象外とする。

## (対象事業)

第4条 この補助の対象事業は、商品化を目的とした加工品を開発する事業とし、次の各号いずれかに該当するものとする。

- (1) 市内の事業者が商品化していない特色ある加工品の研究・開発
- (2) 既存の類似加工品に特徴的な付加価値及び改良を加えた加工品の研究・開発

## (事業計画)

第5条 この告示により補助を受けようとする者は、事前に事業実施計画書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

## (事業の認定)

第6条 市長は、前条の事業計画書の提出があったときは、関係部局で組織する審査会(以下、「審査会」という。)でその内容を審査し、適正な事業と認めた場合は条件を付して事業認定書(様式第2号)を交付する。

## (補助金)

第7条 市長は、前条の事業認定書の交付を受けた事業者(以下、「認定事業者」という。)に対して、次の各号に掲げる経費総額の2分の1(限度額100万円)以内を予算の範囲内で交付することができる。

- (1) 原材料及び副資材等の取得費
- (2) 建物及び設備の借料
- (3) 市場・消費者ニーズ等の調査に要する経費
- (4) 研修会・講習会の開催又は参加に要する経費
- (5) 先進地及び先進機関等の視察に要する経費
- (6) 技術指導の受入れに要する経費
- (7) 企業及び専門機関等との共同研究に要する経費
- (8) パッケージのデザイン作成に要する経費
- (9) 加工品の求評会及び展示会に要する経費
- (10) その他市長が特別に認める経費

(研究開発期間及び事業進捗報告)

第8条 認定事業者は、第6条の事業の認可を受けた日から一年以内に事業を完了しなければならない。ただし、研究開発期間が6ヶ月を超えたときは事業の進捗状況(様式第3号)を市長に報告しなければならない。

(事業計画の変更及び中止)

第9条 認定事業者は、やむを得ない理由により事業を変更又は中止しようとするときは、事業変更(中止)報告書(様式第4号)を市長に届出なければならない。

(補助金交付申請)

第10条 認定事業者は、計画事業の完了後、補助金交付申請書(様式第5号)及び事業完了報告書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第11条 市長は、前条の書類を受理したときは、審査会に意見を求めて補助金額を決定し、申請者へ補助金交付決定通知(様式第7号)を行うものとする。

(補助金の概算払い)

第12条 前2条の規定にかかわらず、試作品の研究開発が一定の段階に達していると認められる場合、認定事業者は補助金の概算払申請(様式第8号)をすることができる。

2 市長は、前項の申請を受理したときは審査会に意見を求め、適当と認めたときは補助対象経費支出済額の6割を限度として概算払額を決定し、申請者へ補助金概算払決定通知(様式第9号)を行うものとする。

3 前項の通知を受けた認定事業者は、補助金概算請求書(様式第10号)を市長に提出し、市長は、すみやかに概算補助金を交付するものとする。

(補助金の精算払請求)

第13条 第11条の規定により補助金の交付決定を受けた申請者は、補助金請求書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。ただし、前条の規定による概算補助金の交付を受けた事業については、残額を請求するものとする。

(補助金の交付)

第14条 市長は、前条の補助金請求書を受理したときは、すみやかに補助金を交付するものとする。

(補助金の取消等)

第15条 市長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その認定及び補助金交付の決定を取り消し、すでに補助金が交付されているときは補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 虚偽その他不正な手段により、認定を受けたことが判明したとき。

(2) 事業を中止したとき。

(3) あきらかに既に実在する加工品と同じであるとき。

(4) 市税を滞納したとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、市長が補助金を交付することが不相当と認めるとき。

(報告義務事項)

第16条 補助金の交付を受けた事業者は、補助事業終了の翌年度から起算して3年間、加工品の販売実績等報告書(様式第12号)を市長に提出しなければならない。

(その他)

第17条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(附則)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。